

徳島大学病院医療倫理委員会規則

令和3年9月16日
病院長制定

(目的)

第1条 この規則は、徳島大学病院（以下「病院」という。）で行われる医療行為（臨床研究を除く。）の医療倫理に関する検討を行うことを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、病院長の諮問機関として、徳島大学病院医療倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、病院で行われる医療行為（院内製剤を除く。）に関し、次に掲げる事項について、病院長の求めに応じて倫理的適正に関する検討を行う。ただし、通常の診療を超えた医療行為であっても研究的側面を有する医療行為、臓器移植、生殖医療、胎児出生前診断、脳死判定、宗教的理由による輸血拒否及び終末期医療については、本委員会では検討を行わないものとする。

- (1) 通常の診療を超えた医療行為であって、研究目的を有さず、診療目的のみで実施するもの（保険適応外の医薬品、医療機器の使用を含む。）
- (2) その他委員会が必要と認めた事項

(免責)

第4条 委員会は、検討結果について法的な責任を負わない。委員は、委員会の活動に関して不利益を被ることはない。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副病院長（医療安全管理担当）
- (2) 内科系、外科系及び歯科系の教授 各1人
- (3) 内科系、外科系及び歯科系の准教授又は講師 各1人
- (4) 副看護部長 1人
- (5) 安全管理部長又はゼネラルリスクマネージャー
- (6) 病院と利害関係を有しない倫理、法律等に関する学識経験者 2人
- (7) 対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることの出来る者 若干人
- (8) その他病院長が必要と認める者

2 委員は、病院長が命じ又は委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、第5条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第5条第1項第6号及び第7号の委員から各1人以上が出席し、かつ、病院に所属しない委員が複数含まれていなければ会議を開き、議決することができない。

2 委員会が必要と認めるときは、委員会を公開することができる。

3 検討経過及び検討結果は記録として保存し、委員会が必要と認めるときは公表することができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(緊急検討)

第10条 委員長は、やむを得ず緊急に検討を行う必要がある場合は、第8条第1項の規定にかかわらず、委員長が指名する委員による検討を、通信の保秘性が高いシステムを利用した遠隔会議等の方法で行うことができる。

(申請手続)

第11条 委員会に検討を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の申請書に必要事項を記入し病院長に提出しなければならない。

2 申請する医療行為に関して、委員会への申請前に該当診療科で十分な検討を行うことを前提とし、申請者は原則として診療科長とする。

3 病院長は、前項の申請があったときは、当該事項に関する検討を委員会に諮問するものとする。

(検討結果の通知)

第12条 委員長は、委員会の検討結果について、病院長に報告するものとする。

2 病院長は、検討結果を受け、速やかに別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

(守秘義務)

第13条 委員会の出席者は、委員会で知り得た情報を正当な理由なくして漏洩してはならない。なお、委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、経理調達課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和3年9月16日から施行する。

2 この規則施行後、最初に命じ、又は委嘱される委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。